

特別養護老人ホーム 小鹿苑 重要事項説明書

令和4年10月1日

1 当苑の概要

(1) 名称

- ・名称：社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部静岡県済生会 特別養護老人ホーム 小鹿苑
- ・所在地：静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号
- ・介護保険指定事業所番号：2274100094

(2) サービス提供地域

- ・サービス提供地域：静岡市（その他の地域の方でご希望の方はご相談下さい。）

(3) 職員体制（介護老人福祉施設＋（介護予防）短期入所生活介護）

- ・施設長：1名、管理者（短期入所生活介護）：1名、看護師：4名以上、生活相談員：2名（社会福祉士・介護福祉士）、介護支援専門員：1名（管理栄養士兼務）、機能訓練指導員：1名以上、医師：1名（嘱託）、介護員：34名以上、事務員：1名以上、管理栄養士：1名（※調理業務は外部委託）

(4) 設備

- ・定員100名（介護老人福祉施設：80名＋短期入所生活介護：20名）
- ・居室（4名部屋21室・その他9室）、浴室（特殊浴室・一般浴室）、機能訓練室、医務室、静養室、食堂、談話室）

2 運営の方針

- ・隣接する静岡済生会総合病院と連携し、地域の要介護高齢者の生活支援のための相談に応じ、介護福祉施設サービスを提供します。

3 サービス内容

(1) 食事：状態に応じた調理方法とします。

(2) 入浴：原則として、1週間に2回、状態に応じた方法で入浴していただきます。ただし、健康状態等により部分浴または清拭となる場合があります。

(3) 介護：ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

（着脱介助・排泄介助・オムツ交換・体位変換・シーツ交換・その他）

(4) 健康管理：健康状態に注意し、必要に応じて適切な措置をとります。

(5) レクリエーション等：季節感ある行事等を行い、日々の生活が潤うよう努めます。

(6) 機能訓練：心身の状況等に応じて、日常生活に必要な機能を改善し、またはその機能の減退を防止するよう努めます。

4 非常災害対策

- ・別に定められている当苑防災規程により、地震等の災害による被害防止及び軽減に努めます。

5 虐待の防止

- ・当苑は、ご利用者様の人権の擁護及び虐待の防止のため、虐待の発生及び再発を防止するための委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。
- ・当苑は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

6 身体拘束等の適正化のための対策

- 当苑は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行わないこととし、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。

7 感染症や災害への対応力強化

- 当苑は、感染症又は災害が発生した場合において、必要なサービスを継続して提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

8 料金

(1) 基本料金 (介護保険適用時のご利用料・多床室・6級地・単価10,27円)

区分	単位数 (1日または1月)	総費用 (1日または1月)	ご利用料金 (1割負担の場合・1日または1月)
要介護1 (多床室)	573単位	5,884円	589円
要介護2 (多床室)	641単位	6,583円	659円
要介護3 (多床室)	712単位	7,312円	732円
要介護4 (多床室)	780単位	8,010円	801円
要介護5 (多床室)	847単位	8,698円	870円
看護体制加算Ⅰロ	4単位	41円	5円
看護体制加算Ⅱロ	8単位	82円	9円
夜勤職員配置加算Ⅰロ	13単位	133円	14円
夜勤職員配置加算Ⅲロ	16単位	164円	17円
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位	123円	13円
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	205円	21円 (1月につき)
栄養マネジメント強化加算	11単位	112円	12円
日常生活継続支援加算 (Ⅰ)	36単位	369円	37円
サービス提供体制加算Ⅰ	22単位	225円	23円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の1000分の83		
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の1000分の27		
介護職員等 ベースアップ等支援加算	所定単位数の1000分の16		
外泊時費用	246単位	2,526円	253円
初期加算	30単位	308円	31円
看取り介護加算Ⅰ (31~45日前)	72単位	739円	74円
看取り介護加算Ⅰ (4~30日前)	144単位	1,478円	148円
看取り介護加算Ⅰ (前日・前々日)	680単位	6,983円	699円
精神科医師定期的療養指導	5単位	51円	6円

区分	単位数 (1日または1月)	総費用 (1日または1月)	ご利用料金 (1割負担の場合・1日または1月)
看取り介護加算Ⅰ(死亡日)	1, 280単位	13, 145円	1, 315円
若年性認知入所者症受入加算	120単位	1, 232円	124円
経口移行加算	28単位	287円	29円
経口維持加算Ⅰ	400単位	4, 108円	411円(1月につき)
経口維持加算Ⅱ	100単位	1, 027円	103円(1月につき)
口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位	924円	93円(1月につき)
口腔衛生管理加算Ⅱ	110単位	1, 129円	113円(1月につき)
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	1, 027円	103円(3月につき1回)
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位	2, 054円	206円(1月につき)
自立支援促進加算	300単位	3, 081円	309円(1月につき)
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位	410円	41円(1月につき)
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位	513円	52円(1月につき)
安全対策体制加算	20単位	205	21円(入所時に1回)
ADL維持等加算Ⅰ	30単位	308円	31円(1月につき)
ADL維持等加算Ⅱ	60単位	616円	62円(1月につき)
療養食加算	6単位	61円	7円(1回につき)
再入所時栄養連携加算	200単位	2, 054円	206円(1回につき)

- ・ご利用者が負担する利用料金は上記の通りですが、要介護度の変更、また介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額、月日に合わせてご利用者様のご利用料金を変更します。
- ・加算項目については、加算条件を満たす項目のみ加算させていただきます。
- ・ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、総費用を一旦お支払いいただきます。ご利用者が要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が保険者より払い戻されます。このように償還払いとなる場合は、「サービス提供証明書」を交付します。
※ご利用の負担割合は、『介護保険負担割合証』に記載されている割合となります。

(2) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

年間収入が単身世帯で150万円以下、等所定の要件を満たしている場合、区役所の高齢介護課へ申請することにより、社会福祉法人から提供される介護保険サービスの利用料・食費・居住費の自己負担を軽減できる制度があります。市との手続きが完了すると、『社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(黄色)』が届きますので、各担当または受付へお渡し下さい。

(3) その他の費用(介護保険給付外)

- ・食費：1, 495円(1日) 居住費：855円(多床室・1日)
- ※食費、居住費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証(青色)記載の負担額となります。
- ※個室1号については、感染症等により医師が必要と判断した場合(30日以内)、著しい精神状態により他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が判断した場合には、従来型個室の対象となりません。
- ・事務管理費：2, 000円(1ヶ月)

※「社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会 利用者預り金管理取扱要領」により、5（3）（4）に規定する金品をお預かりします。また、管理費及び事務手数料（通信連絡費を含む）として事務管理費をいただきます。

・日常生活費：200円（1日）

※個人用で必要となるシャンプー、石鹸等の日用品や保健衛生品等の提供についての費用をいただきます。通常のおむつ代は介護保険給付対象ですので、ご負担はありません。

※当苑での提供を希望されない場合は、ご家族にご持参していただきます。

・特別な日用品にかかる諸費用

※ご利用者様の日常生活品において、特別に希望される物品またはサービスについては、その実費をいただきます。

・特別な食事

※ご利用者様のご希望に基づいて特別な食事を提供します。当苑では、月1回お好み夕食を実施し、栄養士がご要望に応じています。その他、ご希望により栄養状態に応じた栄養補助食品を提供します。料金については実費となります。

・レクリエーション等

※ご利用者様のご希望により、レクリエーション・クラブ活動に参加できます。ただし、ご利用者個人のご希望による場合は、材料費等実費をいただきます。

・理美容サービス

※月に1回、理美容師による理美容サービス（調髪、顔剃）を実費にてご利用いただけます。

・予防接種費

※ご利用者様のご希望によりインフルエンザ・肺炎球菌ワクチン等の予防接種を行い、その実費をいただきます。

・痰吸引用チューブ・留置カテーテル等は、日常的に使用する場合は実費をいただきます。

（4）お支払い方法

・原則として、入所者等の口座より、毎月口座振替させていただきます。毎月20日までに、前月にご利用いただいたサービス利用料の請求をし、27日（27日が土日祝日の場合は翌営業日）に、口座振替させていただきます。

7 サービスの利用方法

（1）サービスを希望される場合は、ご利用者様ご自身が当苑を見学され、施設サービスの内容等の説明を受けられ、ご利用者様の同意を得た後、契約書にてご利用者様と当苑との契約によりサービスの提供を開始します。ただし、ご利用者様が来苑できない場合は、身元引受人兼連帯保証人（以下「身元引受人等」）の方にご説明させていただきます。

（2）サービスご利用にあたり、ご利用者様または身元引受人等にいただくこと

・住民票の住所変更、健康保険被保険者証（国民健康保険）の住所変更、介護保険被保険者証の住所変更、後期高齢者医療被保険者証の住所変更、身体障害者手帳の住所変更

（3）当苑でお預かりするもの

・健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証、介護保険負担割合証、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証、後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、印鑑（認印）、

・共有金（20,000円）

※ご利用者様の急な小口出金や小額の買物等に充当するためご利用分の料金は翌月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に口座振替にて精算させていただきます。

- (4) 当苑居室にてお預かりするもの(持物には全てご記名をお願いいたします。)※別紙参照
- (5) 医療・健康管理について
- ・ご利用様が入院治療を必要とする場合の協力医療機関は、静岡済生会総合病院です。サービスのご利用にあたり、当苑嘱託医師(静岡済生会総合病院医師)宛へ主治医の紹介状、診断書、現在服薬中の薬等2週間分、入院中の方は看護サマリーを用意していただきます。そして、入所後、ご利用様と嘱託医が相談の上、静岡済生会総合病院または他の医療機関に通院診療及び入院治療をお願いします。なお、通院診療及び入院治療はご家族が責任を持って受診をしていただくこととなります。
- (6) ご利用様が入院された場合の対応
- ・ご利用様がご利用中に医療機関へ入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。
 - ① 1週間未満の短期入院の場合は、介護保険上の負担及び居住費をいただきます。
 - ② 1週間以上3ヶ月以内の入院は退所扱いですが、退院後、再入所することができます。この場合、入院期間中は介護保険上の負担はありませんが、居住費のみいただきます。
 - ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、ご利用様との契約を解除する場合があります。この場合、ご利用様の心身の状況等を勘案し、必要な援助を行います。
- (7) 当苑利用の留意事項
- ・当苑のご利用にあたって、ご利用様同士の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。
 - ① ご面会時間は平日9時00分～19時00分、土日祝9時00分～17時30分となっておりますが、やむを得ない場合は事前にご連絡下さい。また、お見舞品の持込は、事前の了解を得て下さい。保健衛生上支障をきたす恐れがある生ものは固くお断りいたします。
 - ② 外出は原則としてご家族の付き添いが必要です。事務室に外出届を提出していただきます。外泊については、健康上の理由から医師の判断を得る必要上、少なくとも予定の3日前までにお申し出下さい。また、期間については、原則として6日間以内でお願いいたします。
 - ③ 当苑には年間を通じて諸行事があります。年2回の家族会、夏祭り、敬老会、運動会等の苑内行事へのご家族のご参加、ご協力をお願いいたします。
- 9 サービスの終了について
- (1) ご利用様と当苑との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、契約書第16条の事項に該当するに至った場合は、相互に30日の予告期間において、この契約を解約することができます。
 - (2) 入所時にお預かりしたご利用様の金品等は、「社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会 利用者預り金管理取扱要領」によりご利用様または身元引受人等に解約日までのサービス料の精算が完了次第お返しいたします。

10 サービス相談窓口(緊急連絡先)

- (1) 入退所に関する相談、要望等
 - ・担当：満間健志、望月亜紀
 - ・電話：054-284-0021(月曜日～土曜日 8時30分～17時30分)
- (2) 苦情等
 - ・担当：望月亜紀(小鹿苑 介護サービス課)
 - ・電話：054-284-0021(月曜日～金曜日 8時30分～17時30分)

※その他、当苑以外にも市町村等の苦情窓口で苦情を申し立てることができます。
(静岡市介護保険課：054-221-1088)

(静岡県国民健康保険団体連合会：054-253-5590)

(3) 第三者委員

- ・氏名：藤森克美（電話：054-247-0411 藤森克美法律事務所内）
- ・氏名：山梨キイ（電話：054-334-9164 介護ホームふじみの家ここあん内）
- ・氏名：真子義秋（電話：054-275-2252 静岡市里親家庭支援センター内）
- ・氏名：山田勝久（電話：054-283-7581）

11 サービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	1 あり ② なし
第三者評価を実施した直近の年月日	令和 年 月 日
第三者評価を実施した評価機関の名称	
第三者評価の結果の開示状況	1 あり ② なし

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護福祉施設サービスについての重要事項の説明を受けました。

ご利用者様

住所 _____

氏名 _____ 印

代筆者・後見人等

住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人兼連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ 印

介護福祉施設サービスの提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号
名称 社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団} 済生会支部静岡県済生会
特別養護老人ホーム 小鹿苑

代表者 施設長 望月 美宏 印

説明者 氏名 満間 健志 印